

令和6年第1回定例会(令和6年3月11日)

観光建設水道委員会委員長 (穴井 宏二 委員長)

去る3月5日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました「議第1号 令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)」関係部分ほか12件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、予算議案4件のうち、「議第1号 令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)」関係部分についてであります。

温泉課関係部分では、柴石温泉ほか2施設並びに堀田温泉の指定管理者の指定期間の延長に伴う債務負担行為を計上しようとするものとの説明がなされました。

次に、産業政策課関係部分では、企業誘致推進に要する経費においては、補助金の申請件数の実績に基づき、また、中小企業事業資金等融資に要する経費においては、信用保証料補給制度の申請件数の実績に基づき減額補正しようとするものとの説明があり、これに対し、委員より、次年度以降についても、各種制度の活用促進のため周知に努めるよう意見がなされた次第であります。

続きまして、公園緑地課関係部分では、都市公園整備事業及び公園施設長寿命化事業において、公共工事の品質確保の促進に関する法律により、施工時期の平準化の取組が発注者の責務とされていることから、繰越明許費を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

その他、関係各課から、国及び県の交付金等の額の決定に伴う事業費の減額等、決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理のほか、工期延長等に伴い、繰越明許費を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

最終的に、「議第1号 令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)」関係部分については、当局の説明を適切妥当とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議第3号 令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第4号)」についてであります。

歳入では、車券発売金の売上げ増に伴い17億4,410万円を増額するもの、歳出では売上げ増加に伴う各種開催経費を補正計上しようとするものとの当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、「議第5号 令和5年度別府市水道事業会計補正予算(第1号)」については、1年間の営業成績を示す収益的収入及び支出からなる当年度純利益は、7,086万7千円の見込みであり、投資的経費の収支を示す資本的収入及び

支出については、関連経費を補正計上した結果、13億1,015万9千円の不足が生じるが、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金などで補てんする予定であるとの当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議第6号 令和5年度別府市公共下水道事業会計補正予算(第1号)」については、収益的収入及び支出からなる当年度純損失は、9,459万5千円の見込みであり、投資的経費の収支を示す資本的収入及び支出については、関連経費を補正計上した結果、2億4,884万2千円の不足が生じるが、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金などで補てんする予定であるとの当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、条例議案4件についてであります。

初めに、「議第29号 別府市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について」では、引用する漁港漁場整備法の題名が改められたことに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がなされました。

次に、「議第30号 別府市営店舗の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、市営松原住宅の1階に併設された市営松原店舗に消防分団格納庫を移設することに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がなされました。

次に、「議第31号 別府市空家等対策条例の一部改正について」は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により管理不全空家等に関する規定が定められたこと等に伴い、条例を改正しようとするものとの説明がなされました。

次に、「議第32号 別府市下水道条例の一部改正について」は、令和6年4月1日から下水道法施行令の一部が改正され、特定事業場から公共下水道に排出される六価クロム化合物の排出基準が強化されることに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がなされました。

以上4件の条例議案については、当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、その他議案5件についてであります。

まず、「議第33号」及び「議第34号 訴えの提起について」は、別府市水道局に在職中、自己の職務に関し賄賂を収受し、禁錮以上の刑に処せられた退職者に対し、退職手当の返納を請求する訴えの提起及び退職手当返納金に係る債権を保全するため、民法第424条の詐害行為取消権に基づき、被告に対し、贈与契約の取消し及び持分移転登記の抹消請求の訴えを提起しようとするものとの説明がなされました。

委員から、訴えの提起に至った経緯についての質疑がなされ、当局より、令和5年8月31日付で元職員に対して返納通知命令書を発送し、その後督促等を行

ったが、納入が確認されなかったことから、訴えの提起についての議案を上程するに至った旨の説明がなされました。

さらに、別の委員から、裁判の結果次第にはなるが、訴えに係る市の負担を最小限にすべきであるとの意見がなされました。

続きまして、「議第35号」及び「議第36号 指定管理者の指定期間の延長について」は、堀田温泉・柴石温泉・浜田温泉・亀陽泉の4施設をグループとして指定管理者を公募したところ、応募がなかった経緯から、施設の休業等を招かないようにするため、現在の4施設の指定管理者に引き続き管理を行わせようとするために、指定期間を延長するものとの説明がなされました。

委員から、応募がなかった原因について質疑があり、当局から、原価の高騰や人手不足が大きな要因と分析しており、事業者が参入しやすい環境を整えていきたい旨の答弁がなされた次第であります。

次に、「議第46号 市道路線の認定及び廃止について」は、道路法の規定に基づき、中島町1号線ほか20路線を認定し、明礬内山線ほか9路線を廃止しようとするものであるとの説明がなされました。

以上5件のその他議案については、当局の説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。